

令和4年6月16日

波佐見町議会

議長 百武 辰美 様

議会改革調査特別委員会

委員長 尾上 和孝

議会改革調査特別委員会中間報告書

議会改革調査特別委員会における調査検討事件について、会議規則第46条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 調査検討事件

議会の改革を進めるための調査・検討

2. 設置日

令和3年6月15日（火）

3. 設置の目的

波佐見町議会の議員定数、議員のなり手不足問題及び議会議員政治倫理条例の制定など、総括的に議論検証し、議会の改革を進めるための調査・検討を行うことを目的とする。

4. 調査検討日時・項目

- | | | | |
|------------|--------------|------------|--------------------------|
| (1) 第1回委員会 | 令和3年6月15日（火） | 午後2時30分開議 | ・正副委員長の互選について |
| (2) 第2回委員会 | 令和3年7月16日（金） | 午前11時23分開議 | ・今後の方向性について |
| (3) 第3回委員会 | 令和3年8月17日（火） | 午後2時7分開議 | ・議員定数について |
| (4) 第4回委員会 | 令和3年9月17日（金） | 午後1時7分開議 | ・「議員なり手不足をどうしたら防げるか」について |

- (5) 第5回委員会 令和3年10月18日(月) 午後4時38分開議
・議員定数及び議員報酬について
- (6) 第6回委員会 令和3年11月15日(月) 午後4時49分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (7) 第7回委員会 令和3年12月14日(火) 午後2時48分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (8) 第8回委員会 令和4年1月17日(月) 午前11時9分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (9) 第9回委員会 令和4年2月14日(月) 午後3時34分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (10) 第10回委員会 令和4年3月14日(月) 午後3時30分開議
・議会議員政治倫理条例について
- (11) 第11回委員会 令和4年4月14日(木) 午後4時10分開議
・議会議員政治倫理条例の修正箇所の確認について
・議会議員政治倫理条例の制定について
・今後の議会改革調査特別委員会の進め方について
- (12) 第12回委員会 令和4年5月13日(金) 午後4時9分開議
・要望書の取りまとめについて
・議会議員政治倫理規則の制定について
- (13) 第13回委員会 令和4年6月14日(火) 午後時 分開議
・議会議員政治倫理条例の制定について
・議会議員政治倫理規則の制定について

5. 出席者

委員長	尾上 和孝	副委員長	田添 有喜			
委員	今井 泰照	藤川 法男	脇坂 正孝	北村 清美	三石 孝	
	横山 聖代	城後 光	福田 勝也	岡村 達馬	岡村真由美	
	澤田 昭則					
議長	百武 辰美					

6. 調査検討の概要

(1) 今後の方向性について

波佐見町議会委員会条例第5条の規定により、令和3年6月15日に波佐見町議会改革調査特別委員会を設置した。

今後の方向性について、7月16日に協議を行った。協議の主な内容は、委員会の組織づくりと調査事項であった。

協議の結果、組織は議長を除く議員13名で構成し、調査・検討を進めることとした。また、調査事項については、議会の課題が山積する中、まずは議員定数について調査を行うこととし、その後議員の政治倫理条例について調査することにした。

委員会の開催は、基本月1回全員協議会後に開催することを定め、今後の方向性を確認した。

(2) 議員定数について

議員定数の見直しについては、全国的な課題でもある「議員のなり手不足」などの大きな課題がある。本町においても避けて通れない課題である。

委員会では、昭和35年町村合併期からの議員定数についての推移から協議を始めた。また、県内各市町の実態や全国の実態等について調査を行った。

多くの自治体では、議員定数決定の根拠として、人口との関係性を重視している実態があることを確認することができた。本町の場合も例外ではなく人口を考慮した定数になっている。

8月17日の委員会において、定数について各委員の考えを聞き、挙手にて決をとった。結果は、現状維持9名、定数減3名、どちらでもよい1名、欠席者1名であった。

今後、具体的な議員定数と議員報酬について委員長より案を示すこととした。

(3) 「議員のなり手不足をどのようにしたら防げるか」について

9月17日の委員会では、「議員のなり手不足をどのようにしたら防げるか」について協議を行った。

議員のなり手不足について各委員より多くの考えが出された。

主な意見としては、

- ①市議会の方向を目指すか、村議会の方向を目指すかにあり、報酬や兼業に関わる課題がある。
- ②議員自身の情報発信やPR活動が必要で、議員活動の内容を周知することが大事である。
- ③報酬や手当・政務活動費など、議員の環境整備が必要ではないか。
- ④自治会長等の団体との意見交換会等を行い、生の声を聴いてみるのもよいのではないか。
- ⑤専門性や経験豊かな人・若い人などいろんな年齢層がいた方が、議会は活発になるのではないか。
- ⑥前々回の選挙では新人が6名出馬され、今回は4名が出馬している実態からなり手不足とは言えないのではないか。
- ⑦地方議員は、定数や報酬など自分たちで決めないといけない。新しい考え方で一度制度をつくって考えてみてはどうか。

などの多くの意見が出された。議員のなり手不足についての課題は多く、短期間で結論は出せない課題であることを確認できた。

(4) 議員定数と議員報酬について

10月18日の委員会において、議員定数と議員報酬について最終的に確認を行い、議員定数及び議員報酬については、令和6年の改選時は「現状維持」ということを確認した。

なお、定数については、改選が4年に1度ということではなかなか見直しに対し協議することが難しく、平成21年8月から平成23年3月に調査された過去の取り組みを見ても長い時間を要して検討された実態がある。

そこで、次期令和6年度の改選時の定数は現状維持（定数14名）とし、令和10年の改選時について方向性を早期にまとめておく必要がある。ただし、状況によっては、緊急的に定数の見直しが必要なこともあり得ることも確認した。

また、委員の意見として、定数減になった場合の常任委員会や議会運営委員会及び特別委員会の運営の在り方についても考えないといけないという意見も出され、単に定数減という議論だけでは不十分であり、検討しなければならない事項が多くあることも確認できた。なお、議員定数については、9月実施の町長選後に具体的な議論を行うこととした。

(5) 議会議員政治倫理条例について

11月15日から議会議員政治倫理条例についての調査を開始した。条例策定ということで協議の時間を十分に確保し、5回の調査期間となった。

初回は、条例の必要性について各委員より考えを聴く場を設定し協議を深めた。その際、職員や町長等三役の政治倫理条例策定の動きがあるから議員も策定するという考えはおかしい、議会で何かの不祥事が発生しているわけではない。また、議員必携や町議会会議規則・議会運営申し合わせ等において議員としての資質等が示されているなどの意見もあった。

そこで、県内の市町及び他県の動向等を参考にし、条例策定の実態や条例の内容について協議を行った。

基本的な考え方として、現議会の実情に適した条例にすることを目指した。特に時間を要したのが「請負等に関する遵守事項」であった。結論は、なり手不足等との関わりもあり、この項については明記しないこととした。その他、「審査請求」や「対象議員及び議会の措置」・「請求による説明会」等についてかなりの時間を要して協議を行った。また、条例策定に関わる「議会議員政治倫理条例施行規則の策定」についても議論を重ねた。

6月14日の委員会において、条例及び規則の策定に対して最終確認を行い、賛成多数により議会に上程することを採択した。

(6) 今後の議会改革調査特別委員会の進め方について

議会改革調査特別委員会が抱える課題は多岐にわたることから2部会制度をとり、「議会に関する事項」に関する部会と「議員に関する事項」に関する部会で調査・検討を進めることを確認した。また、最終的な採択については、全体会において決定することとした。

なお、2部会による調査・検討を進める前に「議会基本条例」までは全体会の中で協議し採択することとした。

(7) 要望書の取りまとめについて

要望書提出の目的は、町民の声を町政に反映させるため、必要性が生じた時に要望書の提出を行うものであり、各種事業の効率的な執行や事業に必要な予算確保に対して要望書の提出を求めることを目的とした。

要望書の提出方法については、常任委員会に関する事項について各委員会の全員一致で議長へ提出し、全員協議会において採択を行い、議長が町長へ提出ものとした。

しかし、要望書の流れとしては課題があることから、常任委員会より出された要望事項を一旦議長にあげ、議長の承認を得て、議長名で全員協議会へ提出することとした。そこで委員の全員一致ではなく多数決によって採択し、議長名で町長へ要望書を提出することとした。

7. 調査検討の所見（まとめ）

議員を取り巻く環境が時代の流れとともに変わりつつある。この現象は本町においても例外ではない。

そこで、議会や議員が抱える課題について解決していくために「議会改革調査特別委員会」を設置し、調査・検討を行うこととした。

課題解決においては、多岐にわたる課題があり、何から手を付けるかについて協議を重ねた。その結果、議員活動にあたって議員が遵守すべき行動基準を定め、政治倫理を常に自覚することで、議員自らが改めて襟を正し、町民の信頼に応え、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的に「議会議員政治倫理条例」の策定に向けて調査・検討を行うことにした。

また、全国的な課題である「議員のなり手不足」についても調査することとした。なり手不足の課題は多岐にわたり、何から着手するかについては議員それぞれの考えがあり方向性を示すことにはかなり苦慮した。

まずは、本町の課題でもある「議員定数や議員報酬」について取り組むこととした。しかし、現実問題として、議員の欠員が生じることが現実となり、9月実施の町長選挙終了までは調査・検討を行わないこととした。

今後は、議会基本条例の審議を行うこととし、その後は議会及び議員に関する事項の解決に向け、2部会体制で本委員会を進めていくこととした。